

るが、この法律が施行されると高度のリサイクルが全国で実施されることとなり、最終処分場へ埋め立てられる廃棄物の減少が見込まれる。(平11.10.7厚生省 法Q & A)

(国・地方公共団体の責務)

問577 この法律での国の役割、地方公共団体の役割は何か。

答577 この法律では、国の責務として、

- ①特定家庭用機器に関する情報の収集・整理・活用、特定家庭用機器廃棄物の収集運搬・再商品化等に関する研究開発の推進・成果の普及
- ②特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に要した費用、有効利用された資源の量その他の情報の適切な提供
- ③教育活動、広報活動等を通じた特定家庭用機器廃棄物の収集運搬・再商品化等に関する国民の理解の増進等

が定められている。国は、実際に特定家庭用機器廃棄物を引取ったり、リサイクルするものではないが、制度全体を適切に機能させていくために必要な情報提供や普及・啓発活動を行わなければならない。

また、地方公共団体（都道府県及び市町村）は、国このような施策に準じて、特定家庭用機器廃棄物の収集運搬・再商品化等を促進するための措置を講じるよう努めることとなっている。(平11.10.7厚生省 法Q & A)

(再商品化計画、分別収集計画等は不要)

問578 容器包装リサイクル法のように計画を定めることははないのか。

答578 この法律の本格施行後は、排出者が特定家庭用機器廃棄物を排出するたびに、小売業者が引取り、製造業者等が再商品化等を行うこととなる。このため、あらかじめ収集量を設定するなどの措置は必要がなく、容器包装リサイクル法のように国や都道府県、市町村において計画を定めることはない。(平11.10.7厚生省 法Q & A)

第4節 対象となる機械器具

(特定家庭用機器とは)

問579 なぜ、家電製品でなく特定家庭用機器なのか。

答579 この法律は、エアコン・テレビ等の家電製品を念頭に、その構造・組成、製造・流通・販売形態等を考慮して仕組みが作られている。しかしながら、家電製品のみならず他の機械器具も家電製品と同じような状況にあれば、この法律による引取り・再商品化等の実施が行われることが適当である場合が考えられる。このため、この法律は、その対象を最初から家電製品に限定するのではなく、家庭で使用されている機械器具から、市町村による処理が困難、資源としての重要性が高い等の要件に該当するものを対象とする構成としている。

したがって、法律の対象を「特定家庭用機器」とすることにより、家電製品以外でも廃棄物の減量・リサイクルの必要性があるものは、この法律の対象とすることが可能な仕組みになっている。(平11.10.7厚生省 法Q & A)

(対象機器とは)

問580 どのようなものが特定家庭用機器になるのか。

答580 この法律では、「特定家庭用機器」を一般消費者が通常生活の用に供する機械器具であって以下の4つの要件に該当するものとして定義している。

- ①市町村等の廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし当該機械器具が廃棄物となった場合におけるその再商品化等が困難であると認められるもの
 - ②当該機械器具が廃棄物となった場合におけるその再商品化等が資源の有効な利用を図る上で特に必要なもののうち、当該再商品化等に係る経済性の面における制約が著しくないと認められるもの
 - ③当該機械器具の設計又はその部品若しくは原材料の選択が、当該機械器具が廃棄物となった場合におけるその再商品化等の実施に重要な影響を及ぼすと認められるもの
 - ④当該機械器具の小売販売を業として行う者がその小売販売した当該機械器具の相当数を配達していることにより、当該機械器具が廃棄物となったものについて当該機械器具の小売販売を業として行う者による円滑な収集を確保できると認められるもの
- ①は市町村など現在廃棄物の処理を行っている者の標準的な技術水準、設備の状況に照らしてリサイクルが困難であるもの、②は有用な資源を多く含みリサイクルの必要性が高く、また、リサイクルが現実的であるもの、③は製造業者等の製品設計・原材料の選択がリサイクルの難易度を決定するものであるもの、④は小売業者の配達が一般的であるもので、小売業者が引き取るのが最も適当であるもの、を意味する。

現在、特定家庭用機器としてこの法律の対象となるのは、以下の4種である。

- ①ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る）
- ②テレビジョン受信機（ブラウン管式のものに限る）
- ③電気冷蔵庫
- ④電気洗濯機

（平11.10.7厚生省 法Q & A）

(対象機器、対象外の機器)

問581 この法律では家庭用のエアコン、テレビ、冷蔵庫及び洗濯機全てが対象となるのか。いろいろな機能が付いているものはどうなるのか。

答581 基本的には、全て対象となる。しかし、本疑義集問580にあるようにエアコン、テレビについては一定のものに限定されている。

エアコンの限定は、業務用との区別を行うためのものであり、例えば、飲食店などで見られる天井つり下げ形のものは業務用として除かれる。また、建物と一体となって設置されているエアコン（例えば、欄間が吹き出し口になっているもの）は通常、建物解体時に一緒に排出されるものであり、エアコンのみを市町村の粗大ごみ収集に排出することはあまり考えられないことから対象にはならない。

テレビの限定は、液晶テレビを含まない趣旨である。液晶テレビは携帯用・小型のものがほとんどであり、消費者が購入する場合、小売業者の配達ではなく店頭からの持ち帰りがほとんどである。

近年、多機能商品が開発・製造されているが、この法律の対象になるかどうかは、その製品の主たる機能ではなく、その製品に対象機器としての機能があるかどうかで判断される。

対象機器、対象外の機器の例

エアコン		エアコン機器として独立しているもの。出力・大きさによる区別はない。	
対象	<ul style="list-style-type: none"> 室外機が1個で、室内機が複数あるもの（マルチタイプ） 暖房部分がガス・石油等であっても冷房機能を有しているもの *機器として建物と独立するものは全て対象となる。 	対象外	<ul style="list-style-type: none"> 欄間など家屋の一部を送風口とするなど建物と一体となっているもの 壁掛け・床置きではなく、天井設置形のもの 冷風機のような熱交換による冷房機能を有しないもの ビル空調システム
ブラウン管式テレビ		ブラウン管の形状（横型など）による区別はない。	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ビデオ一体型テレビ 携帯用小型ブラウン管テレビ ブラウン管使用のハイビジョン対応テレビ テレビ受診機能を有するパソコン 	対象外	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクター方式のテレビ 液晶画面を使用したテレビ（携帯用・据置用とも） 画面を伴わない受信機（デコーダー）
電気冷蔵庫		容量などによる区別はない。	
対象	<ul style="list-style-type: none"> 冷凍冷蔵庫（冷凍庫部分が分離していない） 冷凍庫であっても、温度設定により冷蔵庫としても使用できるもの ワイン貯蔵用などで個人使用向けに製造・販売されているもの 	対象外	<ul style="list-style-type: none"> 厳密な温度設定機能があるもの 保冷車や保冷倉庫などで機器と言えないもの 冷蔵されているものが外から確認できる商品陳列、ディスプレー用機器 冷凍機能のみを有するもの
電気洗濯機		全自動・二槽式いずれも対象である。容量などによる区別はない。	
対象	<ul style="list-style-type: none"> 乾燥機能を有するもの 	対象外	<ul style="list-style-type: none"> コインランドリー用の洗濯機 連結器具により接続されている乾燥機 ドライクリーニング用機器

(平11.10.7厚生省 法Q & A)

(対象機器の条件)

問582 なぜ、テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンの4品目が対象となったのか。

答582 家電リサイクル法では、「特定家庭用機器」を「一般消費者が通常生活に使用する家電であって、次の要件に該当するもの」として指定している。

- ①市町村の通常の施設や設備では、リサイクルすることが困難であるもの（つまり、市町村では、単に破碎・埋立せざるを得ないもの。）。
- ②その製品に有用な資源が多く含まれ、リサイクルコストが著しく高くないもの。
- ③製造業者がその製品の製造段階から、環境負荷や資源化費用の低減に向けて、設計や部品・原材料の選択などについて改良・改善を行っていく余地・必要性があるもの。
- ④その製品が通常、持ち帰り商品ではなく小売業者側が配達を行っているため、

それが廃棄物となった場合も、小売業者側の収集体制が活用できるもの。（平13.2S市家電リサイクルQ & A）

（産業廃棄物としての特定家庭用機器）

問583 消費者が廃棄するものだけでなく、事業者が廃棄するものも対象となるそうだが、違う点があるのか。

答583 特定家庭用機器は主に家庭で使用されるものだが、飲食店やホテル等でも使用されている。この場合、排出をするのは消費者ではなく事業者（廃棄物処理法では一般廃棄物ではなく産業廃棄物）となるが、機器又は廃棄物として見た場合、同じ形状のものであり、同じ処理・リサイクルが行われるべきものであると考える。したがって、この法律では事業者が廃棄する特定家庭用機器廃棄物も対象としている。

この法律では、消費者が廃棄する場合と事業者が廃棄する場合に基本的な差異はない。（平11.10.7厚生省 法Q & A）

（業務用の機器は対象外）

問584 業務用の機械器具は対象とならないのか。

答584 この法律は、主に市町村で処理・リサイクルが困難となっている家庭用の機械器具を対象として制定されたものである。このため、家庭では普通は使用されることのない業務用の機械器具は対象とならない。

業務用の機械器具については、廃棄物処理法の定めるところにより事業者が産業廃棄物として処理することとなる。（平11.10.7厚生省 法Q & A）

（業務用の機器は家庭で使用していても対象外）

問585 家庭で使用していても対象とならないものはないのか。どうやって区別すればよいのか。

答585 家庭用として製造・販売されており、通常、家庭で使用されている機械器具であれば対象となる。ただし、専ら業務用として製造・販売されているものを家庭で使用していた場合は、家庭で使用しているといっても、この法律の対象とはならない。極端な例だが、例えば、スーパーマーケットで使用されているショーケース型の冷蔵庫や自動販売機、クリーニング店で使用されている業務用の洗濯機は、家庭で使用されている例があったとしても、この法律の対象とはならない。（平11.10.7厚生省 法Q & A）

（外国製輸入品もリサイクルの対象）

問586 外国製、輸入品もリサイクルの対象となるのか。

答586 製造した者が誰かに関らず対象となり、リサイクルの義務は輸入業者が負うことになる。（平13.2S市家電リサイクルQ & A）

（特定家庭用機器廃棄物の収集運搬業の許可）

問587 業者Aは特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に規定される特定家庭用機器廃棄物（以下、「特定家庭用機器廃棄物」という。）に係る収集運搬を業として行うことを目的として、産業廃棄物収集運搬業の許可を取得する計画である。

事業計画の概要は、家電量販店で発生した特定家庭用機器廃棄物を収集し、積替え保管場所で一時保管した後、指定引取場所に運搬するものである。

この場合の許可の取扱いについて御教示いただきたい。

なお、業者Aは処理業の許可申請に際し、事業の範囲を特定家庭用機器廃棄物に限定しなければ、積替え保管場所の設置に関する住民の同意を得難いとの理由から、特定家庭用機器廃棄物に限定して許可申請したいとの意向である。

(1) 許可の事業範囲について

許可証の「事業の範囲」に記載する産業廃棄物の具体的な種類について、特定家庭用機器廃棄物に限定し、許可することはできるか。

例：廃プラスチック類、金属くず、ガラ陶くず、以上3品目、特定家庭用機器廃棄物に限る。

(2) 積替え保管施設の構造について

業者Aは特定家庭用機器廃棄物の性状から判断して、飛散、流出する恐はないとの理由から、積替保管場所で当該廃家電を屋外に保管する計画であるが、「産業廃棄物中間処理施設の構造指針及び維持管理指針」に規定される保管施設の基準に基づき、建屋内に保管しなければならないこととしてよいか。

答587 (1) 許可証に記載する「事業の範囲」について

産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可証の「事業の範囲」の欄に記載する産業廃棄物の種類の具体的記載については、処理業者が関係者に対し、取り扱う産業廃棄物の種類を明確に示すことができるものであることとされており、特定家庭用機器産業廃棄物の処理を事業の範囲とする事業者については、次の例によることとする。

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず（以上3品目、特定家庭用機器廃棄物であるものに限る。）

(2) 積替え保管施設の構造について

特定家庭用機器廃棄物は、産業廃棄物の種類としては、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くずの混合物に分類され、その保管施設については、「産業廃棄物中間処理施設の構造指針及び維持管理指針」に規定される構造（建屋等）を有することと指導されたい。（平13.6.1本県事務連絡）

第5節 家電4品目の排出方法

（廃家電の引取り依頼）

問588 家電4品目を排出したいがどこに頼めばよい。

答588 次のとおり廃棄物として引取りを依頼することになる。いずれも、費用がかかる。

①買換えの場合：購入する販売店に引取りを申込む。

②買換でない場合：以前その製品を購入した販売店

⇒その販売店が分からぬ又はすでに無い、引越しのため販売店が遠くなっているなどの場合は、市町村廃棄物担当課へ相談する。